

# 税務相談室

## 医業経費と家事費

北海道医師会顧問税理士 留目 正

**問い：**医師としての仕事の性格上、交際範囲を広くする意味からも、ロータリークラブ、囲碁クラブ、写真クラブ、スイミングクラブ、ゴルフクラブ、スキークラブ等々に加入しています。これらにかかる会費等の費用は広告宣伝的な要素が多く含まれていると思われるので全部とは言いませんが、一部を医業経営上の必要経費にしたいと思いがいかがでしょうか、なお、あんぶんするとすればどんな方法がありますか。

**お答え：**個人か法人かは分かりませんので、一応個人の場合としてお答えします。個人的そして趣味的な費用の支出は、原則的には医業経営上の収入を得るために直接必要な経費には当てはまらないように考えられます。医師の場合、業務等の広告宣伝の規制が緩和されたとは言え、自己と自己の診療所等を機会ある毎にPRする必要があります。その意味では、人の多く集まる場所での自己アピールは必要なことと考えられます。

しかし、その内容が個人的な趣味の性格が強いような場合には、それに要した費用の経費性は認められません。そのため、支出した趣味的性格の強いと思われる広告宣伝的費用を必要経費と認めさせるには、医業との因果関係を立証することが必要になります。これは大変難しいこととなります。患者のカルテに、“○○の△△さんの紹介”等とその広告宣伝効果があったこと等を記入しておくこと等も一方法でしょう。

したがって、その支出した費用の全部を経費にせず、一部を必要経費にする等の“あんぶん”も具体的な内容で立証することが必要でしょう。

以下に、医業所得の**必要経費にならない**と思われるものを列挙してみます。

- 同一親族に支払った給与、家賃地代、支払利息。ただし、青色申告者が家事従業員に支払った専従者給与の適正額は必要経費になります。
- 子供の教育費、国民年金保険料、医師国保料。
- 家事用に使用した水道、光熱費、電話料、自動車のガソリン代。
- 居住用部分の家賃、損害保険料、住宅ローンの利息。
- 個人的な交際費や趣味のための費用。家族とのレジャー費用（外食費、旅行費用など）。
- 医業用、家事用を問わず、借入金の元金。ただし、事業に必要な借入金の利息は必要経費。
- 居住部分の固定資産税。
- 交通違反の罰金、その他の罰金。

なお、医業用と家事用との経費のあんぶんの方法ですが、次によるのが良いでしょう。

合理的かつ良心的な計算方法によって、①医業の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額で、②その部分の金額が明りょうに区分されていること。例えば、電気料については、消費電力数（メータ等により）、ワット数などのように、その使用割合で家事分と医業分とを区分計算することになりましょう。

上の、『事業の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分』とは、事業の内容や経費の内容、家族や使用人の構成、診療所併用の家屋その資産の利用状況等を総合勘案して判定することになっております。（所得税法基本通達45-1）

以上のことから、例えば、診療所と住居兼用の電話代の場合、個人用や子供さんたちのパソコンや“年ごろ”の子女がおられる場合、または他都市に就学のために行っている等の場合は、“通信費”のあんぶんが必要になってくるでしょう。また、お中元、お歳暮を一括してデパートから支払う場合等も、ご親戚関係への贈答と医業用関係者への贈答とは区分して経理しておく必要があると思われるます。

以上のことは、一人医師医療法人を営む先生方にもおおむね同様と考えられます。